

令和2年10月1日

お客さま各位

俵 法律事務所

### 新型コロナウイルス感染症対策について

新型コロナウイルス感染症予防のため、当事務所においては、日本弁護士連合会が策定した「法律事務所における新型コロナウイルス感染拡大予防対策ガイドライン」を参考に下記のとおり感染症対策を実施しています。

お客さまにはご不便とご迷惑をおかけいたしますが、ご理解とご協力のほど、宜しくお願い申し上げます。

なお、今後の状況に鑑み対策は変更する場合があります。あらかじめご了承ください。

### 記

#### ○ 事務所内の対応

- ・ 弁護士及び事務員は、出勤時に非接触型の検知器により検温をしています。
- ・ 弁護士及び事務員がマスクを着用している場合があります。
- ・ 通常どおりの運営を継続しますが、弁護士の在宅勤務、事務員の時差出勤実施等により、電話がつながりにくい場合、FAX・メールの返信が遅れる場合があります。
- ・ 定期的な換気、机・椅子・ドアノブ・エレベーター操作盤・スイッチ類等の消毒を行います。
- ・ 受付及び会議室に飛沫防止パーテーション、除菌剤を設置しています。
- ・ 事務員によるお茶出しを控えさせていただきますが、ペットボトルお茶をご用意しています。よろしければお召し上がりください。

#### ○ ご来所のお客さまへのお願い

誠におそれいますが、皆さまに安心・安全にご来所いただけますよう、ご来所時は、次のとおりご協力をお願い申し上げます。

- ・ 発熱やだるさなど風邪症状がある場合は、ご来所をお控えください。
  - ・ 面談キャンセル等はいつでも遠慮なくご連絡ください。
  - ・ できる限り少人数（3名様くらいまで）でご来所ください。
  - ・ 各階入口に消毒剤の設置をしていますので、手指消毒にご協力ください。
  - ・ 2階入口に非接触型の検知器を設置していますので、検温にご協力ください。
  - ・ 37.5度以上を検知した場合は、面談中止、日程変更等をお願いすることがあります。
- （ご使用方法）
- 検知器に向かって顔表面温度が計測できるよう 30～50cm 離れて 1 秒以上立ち止まってください。マスク着用時でも判定可能です。
- 一度に複数名の使用はできません、一人ずつの計測をお願いします。
- 37.5 度以上を検知した場合、本体中央部が赤く点灯し、ピッピッとアラーム音が鳴ります。
- ・ マスクをお持ちの方は、マスク着用でご来所、ご面談ください。
  - ・ 咳やくしゃみの症状がある方には、マスク着用をお願いすることがあります。
  - ・ 面談にはできる限り広いお部屋をご用意します。一定の距離をあけてお座りください。
  - ・ 面談中に咳が多いなど明らかに体調不良とわかる場合は、面談中止、日程変更等をお願いすることがあります。

以上